

入札説明書

1 競争入札に付する事項

(1) 購入品目及び数量

ほっとプラザ大供で使用する電気

予定使用電力量 1年分 192,000 kWh

2 入札書及び入札付属書（以下「入札書等」という。）の作成方法に関する事項

- (1) 入札書及び入札付属書は本市指定の用紙によること。ただし、本市指定の用紙によっては積算の内容を明確に示すことができない場合には、任意様式に積算の内訳を記載して、入札書とともに提出すること。（任意様式は、入札付属書各項目に準ずること。）
- (2) 入札付属書の予定使用電力量は、別に示す予定使用電力量に基づいて記載すること。
- (3) 入札書には、入札付属書の電気料金総価額（税抜）の欄の総計（消費税及び地方消費税を含まない額）を記載すること。
- (4) 基本料金単価、電力量料金単価には、1円未満の端数（小数点以下第2位まで）を含めることができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計額（月額）に円位未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- (5) 電力量料金は、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まない金額とする。
- (6) 力率割引・割増の設定がある場合は、「割引料金の積算方法」の欄に、仕様書に定めた標準力率での力率割引・割増の計算方式等を記入すること。
- (7) 割引料金C欄には、割引金額の設定が別途ある場合に割引金額を記載すること。ただし、電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引きについてはその金額を記載せず、入札金額には反映させないこと（電気料金の請求にあたっては、電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引き後の金額を請求すること。）。

3 入札書等の提出に関する事項

- (1) 入札書等の郵送については、この契約に関する事務を担当する主管課（以下「主管課」という。）において交付された入札書郵送用指定封筒を用いること。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、送付希望先を記入した返信用封筒に必要な切手を貼り主管課まで送付すること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった予定総額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。なお、くじ用数字欄には任意の3桁の数字を記載すること。
- (3) 入札書等に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に封入し、指定する郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送することとする。
- (4) 郵送した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 特に必要があると認める場合を除き、入札書等郵送後の入札辞退は認めない。

4 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の額は、見積もった予定総額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。入札

付属書（積算内訳書）のD欄「電気料金計」の総計の額）の100分の5以上の額とする。

(2) 以下のア、いずれかの場合は、入札保証金を免除する。

ア この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 入札保証保険契約を締結したとき

(3) 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。

(4) 入札保証金の納入は、主管課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後3時までに領収書を主管課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日午後3時までに金融機関等の保証を主管課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

5 入札方法等に関する事項

(1) 岡山市物品購入等郵便入札実施要綱（以下「物品郵便入札実施要綱」という。）に規定する郵便入札以外は認めない。

(2) 入札回数は1回とする。

(3) 入札の開札は、公告に定めた開札日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち会わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち会わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

(4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。

(5) 開札前に入札参加者がいないときは、入札は中止するものとする。

(6) 開札の結果、入札参加者の入札が、下記8の参加資格の確認を行うまでもなく、下記6(1)～(14)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

(7) 上記(6)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。

(8) 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

(9) 上記(8)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。

(10) 上記(9)に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。

(11) くじの方法は、次のとおりとする。

① 同価格で入札した者ごとに抽選機で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は指定業者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選機には戻さない。

② 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を確認対象者とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。

- (12) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止し、延期し、又は落札決定を保留することがある。
- (13) 岡山市は入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (14) 入札に際して、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）の規定を遵守すること。

6 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 入札付属書と入札書の金額が一致していない場合又は入札付属書の積算に誤りがあるなど入札金額の積算が明らかでない入札
- (6) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (8) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (9) 入札書が到着期限までに到着していない入札
- (10) 指定封筒記載の対象物件名又は差出人名と同封された入札書の対象物件名又は入札者が相違する入札
- (11) 指定封筒に対象物件名又は差出人名が記載されていない入札
- (12) 1通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (13) 明らかに不正によると認められる入札
- (14) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

7 入札の失格に関する事項

下記8に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに確認申請書等を提出しない者
- (3) 市長が指定する方法以外の方法で確認申請書等を提出した者
- (4) 不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

8 参加資格の確認に関する事項

- (1) 市長は、確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、確認申請

書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。

- (2) 市長は、上記(1)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めるときは、第2順位の入札書を提出をした者（以下「第2順位者」という。）から確認申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 市長は、上記(2)により参加資格の確認を行った結果、第2順位者の参加資格がないと認めるときは、第3順位の入札書を提出した者以降について、順次確認申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(2)又は(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(1)を準用する。（この場合の確認申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認められた日の2日後（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。）の午後5時15分までとする。）
- (5) 市長は、参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 市長は、上記(1)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し確認申請書等の提出を求めることができる。

9 落札者の決定に関する事項

市長は、上記8(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認められた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。

10 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、確認申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が確認申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

11 契約保証金・契約保証人について

免除（岡山市契約規則第32条・第35条の規定による。）

12 契約書の作成に関する事項

- (1) 契約に当たっては、入札付属書に記載された基本料金単価、電力量料金単価、割引料金単価（またはその算定方法及び条件等）をもって契約単価とし、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件により支払うものとする。なお、電気料金の請求にあたっては、電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引き後の金額を請求すること。
- (2) 落札者は、契約の条文の詳細が決定した日から7日以内の日（最終日が、岡山市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い日）に契約書を取り交わすものとする。
- (3) 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。
- (4) 本契約は、本市が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。

13 その他

- (1) 一方の会社の代表者が、他方の会社の代表者を現に兼ねている場合は、兼ねている会社のうち1社のみが参加できるものであること。
- (2) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認められた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (3) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (4) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規則及び物品郵便入札実施要綱に定めるところによる。
- (5) 主管課の名称及び所在地等

岡山市総務局人事部人事課人材育成室

〒700-0913

岡山市北区大供二丁目3番16号

電話086-234-4355

ホームページアドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-4-0-0-0-0-0-0.html>)